冒頭、逆瀬副委員長(専門委員長)より、工事契約専門委員会では、来月下旬の公開草 案の議決を目標に、作業を進めている旨の説明がなされた。その後、豊田主任研究員から、 今後の審議日程が説明され、続いて「工事契約に関する会計基準(案)」及び「工事契約に 関する会計基準の適用指針(案)」に基づき、専門委員会での検討状況の説明がなされた。 その後、次のような質疑応答がなされた。

- 事後的に成果の確実性が得られた場合の取扱いについて、会計基準案の結論の背景 及び適用指針案の結論の背景で示されている、単に工事の進捗に伴って成果の確実性 が増したことを理由とする工事進行基準への変更は認められないという留意点を、適 用指針の本文にも記載すべきであるとする意見があった。指摘を踏まえて、文案の表 現を変更することで対応することとした。
- 複数の通貨が絡む場合に、工事進捗度として原価比例法を用いるときの取扱いについて、適用指針案の定めでは、為替相場変動の影響を排除するための調整が必要、としているのみであるが、具体的な調整方法を記載すべきではないかとする意見があった。これに対し、ドルとユーロなど、複数の外国通貨が絡む場合には画一的な方法を定めることは難しいため、こうした定めとしている旨の説明が行われた。
- 適用時期について、早期適用の定めを削除した理由についての質問があった。これに対して、現在の取扱いでも選択適用により工事進行基準を認めていることや、財務諸表作成者からの早期適用の要望も現時点では強くないことから、会計基準案の段階では早期適用に関する定めは置かないこととした旨の説明が行われた。
- 工事進行基準と工事完成基準のいずれかのみを認める会計基準案と、それら以外に 延払基準等を認める税務上の取扱いとの関係の整理が必要である、とする意見があった。

以上